

**豊中市本庁舎クラウド PBX（電話交換機）導入及び電話環境構築
業務受託候補者選定に係る企画提案募集実施要領**

令和 8 年(2026 年) 2 月

豊中市 総務部 行政総務課

1 業務目的

本業務は、豊中市（以下「本市」という。）本庁舎に設置している電話交換機（以下「PBX」という。）の更改を機に、クラウド型の PBX とスマートフォン等を導入し、機動力ある災害対応や業務の DX 化・効率化を進めることを目的とする。

2 業務概要

（1） 業務名称

豊中市本庁舎クラウド PBX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務

（2） 業務の内容

クラウド PBX、モバイル端末（スマートフォン）、IP 固定電話機及び本庁以外の出先拠点等との内線連携等に必要な付帯設備（オンプレ PBX 等）の調達、設置及びその環境構築を行うものとする。詳細は本実施要領と別紙「豊中市本庁舎クラウド PBX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務仕様書」によるものとする。

（3） 委託業務期間

① 構築期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）1 月 11 日まで

② 運用保守期間

本運用開始予定日の令和 9 年（2027 年）1 月 12 日から
令和 14 年（2032 年）1 月 11 日まで（60か月間）

（4） 提案上限額

全ての費用について、内訳を明示した見積書を提出するものとし、その総額を評価対象とする。いずれの費用も予算が成立しない場合は契約締結できない場合がある。

① 構築費用

49,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※構築費用には構築期間中にかかる全ての費用を含めて提案すること。

構築費用には、提案内容により既存回線の構成変更を必要とする場合等に本市が受託者以外の事業者に支払うこととなる費用等も積算の上含めること。

② 運用保守等にかかる費用

262,923,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、本稼働開始の令和 9 年（2027 年）1 月 12 日から令和 14 年（2032 年）1 月 11 日まで（稼働開始後 60 か月間）に提案内容を実現するために必要な、クラウド利用料、モバイル端末のレンタル料、付帯設備（オンプレ PBX 等）の利用料及び各々の保守費用などのすべての費用を含めること。

※導入に当たり、本稼働開始前からモバイル端末のレンタル料等が発生する場合は、その費用も含めること。

3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年度豊中市指名競争入札参加資格を有するか、契約日までに豊中市の入札参加登録を行う者であること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成 25 年豊中市条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。
- (10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (11) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

- (12) 共同企業体での提案を行う場合は、構成員が(1)～(11)の要件をすべて満たすこと。
- (13) 共同事業体にあたっては、構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4 日程

項目	日程
【1】実施要領等の公表	令和8年 2月 6日（金）
【2】参加表明書等の受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 20日（金）17時まで（必着）
【3】質問の受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 16日（月）17時まで（必着）
【4】現場説明会参加申込書の受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月 10日（火）17時まで（必着）
【5】現場説明会の実施	令和8年 2月 12日（木）
【6】質問に対する回答	令和8年 2月 18日（水）まで
【7】企画提案書の提出	令和8年 2月 25日（水）から 令和8年 3月 10日（火）17時まで（必着）
【8】第一次審査 ※応募が5者以上の場合のみ実施	令和8年 3月 12日（木）審査 令和8年 3月 13日（金）結果通知
【9】企画提案内容の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年 3月 18日（水）
【10】審査結果通知	令和8年 3月下旬
【11】詳細内容の協議、契約締結	令和8年 4月中旬まで
【12】運用開始	令和9年 1月 12日（予定）

※やむを得ない事情により変更する場合があります。なお、期間等に記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日等を除きます。

5 参加表明書及び誓約書の提出

参加を希望する事業者は、下記の様式を提出すること。参加表明書の提出がなかった場合は、企画提案書類の提出があっても受け付けない。

- (1) 提出書類
- 様式1 参加表明書
 - 様式2 会社概要調書
 - 様式3 同種業務受託実績書

様式4 誓約書

*ただし、共同企業体で参加の場合は、様式5「共同事業体結成届」のほか、様式1は代表団体のみ、様式2～4は構成団体すべての団体分を提出すること。

(2) 提出部数

正本各1部

(3) 提出方法

豊中市電子申込システムで「豊中市本庁舎クラウドP BX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務【参加表明書等提出】」手続きを検索し、「(1) 提出書類」に記載の提出物を添付のうえ申込をすること。申込完了すると申込完了通知メールが送信される。

(4) 提出期限

令和8年2月6日（金）～2月20日（金）17時まで（必着）

6 現場説明会

参加を希望する事業者は、様式6「現場説明会参加申込書」を提出すること。現場説明会の参加は、任意とする。1業者につき、出席は3人までとすること。

(1) 日時

令和8年2月12日（木）

※時間等の詳細は、現場説明会参加者すべてに別途連絡する。

(2) 場所

豊中市役所第一庁舎4階入札室

(3) 提出方法・提出期限

豊中市電子申込システムで「豊中市本庁舎クラウドP BX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務【現場説明会参加申込書提出】」手続きを検索し、様式6「現場説明会参加申込書」を添付のうえ申込をすること。申込完了すると申込完了通知メールが送信される。

参加申込書の提出期限は、2月10日（火）17時まで（必着）とする。

7 質問の方法

本実施要領及び別紙仕様書・機能要求書の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

(1) 様式

様式7 質問書

(2) 内容

質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 提出方法

豊中市電子申込システムで「豊中市本庁舎クラウドP BX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務【質問書提出】」手続きを検索し、様式7「質問書」を添付のうえ申込をすること。申込完了すると申込完了通知メールが送信される。

(4) 提出期限

令和8年2月6日（金）～2月16日（月）17時まで（必着）

(5) 質問の回答

令和8年2月18日（水）までに、回答を市ホームページに公表する。

(6) 質問の内容を考慮して、本実施要領及び別紙仕様書・機能要求書の内容を変更する場合があります。

8 提出書類

参加者は、別紙仕様書に基づき、企画提案書等を下記のとおり提出すること。

(1) 内容

No	提出書類	内容・留意事項	様式
1	企画提案書類 提出届	<ul style="list-style-type: none">内容を確認し、記入すること。共同事業体で参加の場合は、様式8-2を使用すること。	様式8-1 様式8-2
2	業務実施体制 調書	<ul style="list-style-type: none">本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。業務実施体制図は企画提案提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。	様式9
3	管理者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none">類似業務の実績、内容を記入すること。	様式10
4	企画提案書 (A4判)	<ul style="list-style-type: none">企画提案は1者1案とする。内容は、別紙仕様書を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。 ① 構築スケジュール ② 導入業務要件 ③ 機能要件 →機能要件一覧（兼機能要件回答書）への回答 ④ 非機能要件 ⑤ 稼働環境 ⑥ テスト・移行要件	任意

No	提出書類	内容・留意事項	様式
		⑦ プロジェクト管理・運用・保守 ⑧ その他留意事項 ⑨ 自由提案 ⑨ は、別紙仕様書に示す以外で提案したい内容、 他社と差別化できる特に提案したい内容(見積書で 提示の額以外に費用が掛かる場合は、金額を明示す ること。)	
5	機能要件回答書	・提案書の別添として「機能要件一覧（兼機能要件回答書）」への回答。	別添
6	外部サービス（クラウドサービス）事前確認事項	・提案書の別添として「外部サービス（クラウドサービス）事前確認事項」への回答。	別添
7	見積書	・本プロポーザルにおける提案の見積価格	様式 11 及び明細
8	処分歴報告書	・令和8年2月6日から過去3年以内の処分歴等の確認書を記入すること。共同企業体で参加の場合は、構成団体すべての団体分を提出すること。	様式 12

(2) 企画提案書の様式と記入上の注意点

- ① 提案書の枚数制限はなしとする。
- ② 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 表紙には以下の事項を記載すること。
【タイトル】豊中市本庁舎クラウドP BX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務
【提案者名】○○会社
【提出年月日】令和8年○月○日
- ④ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すること。
- ⑤ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、わかりやすい記載に努めること。
- ⑥ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

豊中市電子申込システムで「豊中市本庁舎クラウドP BX（電話交換機）導入及び電話環境構築業務【企画提案書等提出】」手続きを検索し、「8 提出書類」に記載の提出物を添付のうえ申込をすること。申込完了すると申込完了通知メールが送信される。

(2) 提出期限

令和8年3月10日(火) 17時まで(必着)

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

(3) 企画提案書等の提出における注意点

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ② 提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③ 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ④ 電子申込システムに添付可能なデータの容量上限は、合計100MBとなっている。

10 選定方法

(1) 審査方法

- ① 市職員で構成する評価委員会を設置し審査する。
- ② 応募事業者が5者以上あった場合のみ事前に第一次審査(書類審査)を行い、採点順位4位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。
- ③ 企画提案書及び企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案者(優先交渉権者)とする。
- ④ 第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても最優秀提案者(優先交渉権者)としない。
- ⑤ 得点が同じ場合は、評価委員会合議のうえ一本化した審査結果を確定する。
- ⑥ 審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プrezentation審査

- ① 日時：令和8年3月18日(水)を予定
※日程、時間等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。
- ② 発表時間：45分以内(プレゼンテーション25分以内、質疑応答20分程度)
- ③ プrezentationの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プrezentationの内容は、評価項目にそって簡潔に説明を行うこと。
- ⑤ 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑥ 投影に必要な機材は、提案者で用意すること。ただし、スクリーン、電源は本市が用意する。
- ⑦ プrezentationは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3人以内とする。ただし、Web参加は可とする。

(3) 評価項目と配点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、減点する。

評価項目	視点	配点
会社概要	○会社の規模、経営状態	5
体制	○管理者・担当者に実績があり業務遂行が期待できる体制か	5
実績	○類似する業務の実績の有無	5
・構築スケジュール ・導入業務要件	○本運用開始までに、市が求める内容を円滑に構築できるスケジュールとなっているか ○導入にあたって求められている要件や作業が見込まれているか	5
機能要件	○機能要件一覧の要件を満たしているか（機能要件一覧（兼機能要件回答書））	20
非機能要件	○クラウドサービス前提条件、規模要件、信頼性要件、拡張性要件、セキュリティ要件、通信契約者等の条件を満たしているか	10
稼働環境	○安定したネットワークおよび機器構成、サービス設計となっているか ○本庁舎内のモバイルエリア対策、停電対策はとられているか	10
・テスト・移行要件・研修要件 ・プロジェクト管理・運用・保守 ・その他留意事項	○テスト要件、移行要件、研修要件を満たした提案となっているか ○業務を的確に進めるプロジェクトの進行管理体制、運用管理、保守・問合せ体制、障害管理がとれているか ○人権の視点、秘密保持、一括再委託等の禁止など、事項を遵守した提案となっているか	10
自由提案	○外線料金プラン、将来的な全般的なクラウド化、その他自由提案が、実現可能なものであり、効果や費用の面で有益なものであるか	10
コスト	○見積価格	20

(4) 審査結果の通知と公表

- ① 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ② 最優秀提案者（優先交渉権者）、次点提案者となった提案者にはその旨と点数を、

その他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。

- ③ 審査結果の通知は、令和8年3月下旬を予定。
- ④ 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。
 - ・最優秀提案者の名称、採点結果の合計点及び提案額
 - ・最優秀提案者の選定理由
 - ・全提案者の名称、採点結果の合計点(提案者と採点結果の対応関係は記載しない。)
 - ・選定委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

1.1 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(提出書類の追加や分割提出も認められません。)
- (4) 別紙「豊中市本庁舎クラウドPBX(電話交換機)導入及び電話環境構築業務仕様書」の機能要件に提示している機能が対応不可で代替案の提示がない場合
- (5) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から指名停止措置を受けたもの
- (6) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (9) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (10) 見積金額が0円だった場合
- (11) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (12) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (13) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (14) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1.2 契約の締結

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印(必須)を押印した見積書(紙)を提出すること。

- (3) 本業務の受託者は契約保証金の納付または履行保証保険契約の締結を行うこととする。
- ＜契約保証金の納付をする場合＞
- 契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を豊中市に納めること。
- ＜履行保証保険の契約をする場合＞
- 契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- ＜契約保証金の免除＞
- 国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約であって、規模が同等以上のものを 2 回以上にわたって締結し、これらの契約のうち 2 件以上について過去 2 年間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは契約保証金を免除することができる。(契約保証金の納付の免除申込書の提出が必要)
- (4) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

1 3 留意事項

- (1) 企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- (2) 評価委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (3) 最優秀提案者（優先交渉権者）が、「3 参加資格」で記載された資格を失った場合又は「11 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を交渉権者とすることがある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、豊中市は一切の責任を負わない。
- (5) 参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式 13—1、共同事業体で参加の場合は様式 13—2)を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (6) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例(平成 13 年豊中市条例第 28 号)に定めるところにより、公開される場合がある。

1 4 事務局

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 総務部 行政総務課 担当：町田、山浦

T E L : 06-6858-2047 F A X : 06-6858-2676 E-mail : gyousou@city.toyonaka.osaka.jp